

事業事前評価表

国際協力機構 民間連携事業部 海外投融資課

1. 基本情報

- (1) 国名：アフリカ地域、アジア地域
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：アフリカ地域、アジア地域
- (3) 案件名：フィンテック金融包摂支援投資事業
(Fintech Start-ups Growing Support Project)

L/A 調印日：2022 年 8 月 18 日

2. 事業の背景と必要性

(1) アフリカ地域、アジア地域における金融セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置づけ

新型コロナウイルスの世界的流行により社会的隔離や都市封鎖が広がった結果等により、デジタル金融サービスアプリの一日当たりのダウンロード件数は、新型コロナウイルス前の百万人当たり約 10,000 人から、新型コロナウイルス後には約 17,000 人に急速に拡大している (Jonathan Fu/Mrinal Mishra、2022)。今後の市場規模 (デジタル決済関連の売上総額) は、2021 年度の 686 億米ドルから 2030 年度には 3,631 億米ドルを超える規模にまで拡大することが予測されている (米 Grand View Research、2021)。

2022 年 6 月に発表された Global Findex 2021 (世界銀行 (World Bank。以下、「世銀」という。)、2021) によると、フォーマルな金融サービスを受けられない成人が世界で約 14 億人存在しているとされる。

アフリカにおいては、銀行口座及びモバイル口座の保有率に関し、モーリシャス、ケニア、南アフリカ等の一部を除き、多くの国で 50%を下回る水準にあることが指摘されており、金融アクセスの改善は喫緊の課題となっている (日本貿易振興機構 (Japan External Trade Organization)、2021)。一方、銀行口座による金融包摂の限界から、モバイル口座を通じた金融アクセスの拡大が、金融包摂を広げている点が指摘されている (世銀、2022)。

アジアにおいては、15 歳以上人口に占める銀行口座保有率は、シンガポールで 98%、タイで 96%、マレーシアで 88%に達している一方、インドネシアで 52%、フィリピンで 51%、バングラデシュで 16%、パキスタンで 4%等に留まっており、金融機関からの借入実績がある人数もインドネシアで 13%、フィリピンで 19%等となっている (世銀、2021 年)。特に低中所得国の場合、伝統的な銀行形態だけでは十分な金融アクセスが提供されず、低所得者層・中小零細事業者は金融アクセスが限定的である。その背景には、信用リスクの問題、物理的な金融機関へのアクセス、信用供与後の金融機関によるモニタリングコストの高さ、金融機関が債権保全となる担保を持ち合わせていない等の要因があ

る。そのため、非伝統的な金融を通じた金融アクセスや、それを支えるフィンテックの重要性が高い（アジア開発銀行（Asia Development Bank。以下、「ADB」という。）、2022）。

モバイルマネーやオンラインバンキングなど、金融とテクノロジーを掛け合わせたフィンテックを活用したデジタル金融サービスによる低所得世帯や中小零細事業者の金融へのアクセスが加速している（国際通貨基金（International monetary fund。以下、「IMF」という。）IMF、2020）。近年のビッグデータ活用・機械学習による与信コストの低減や、デジタル技術の活用による送金コストの低減、貸し手と借り手のマッチングを行うプラットフォームの創出等により、途上国地域の低所得者層・中小零細企業が金融アクセスを得られるサービスが創出されている。このような金融サービスを開発・供与するフィンテック企業が革新的なサービスを生み出し拡大させるには、特に創業から間もない創業初期段階における資金調達の課題が指摘されている（IMF、2020）。全世界で見ると、フィンテック分野に向けて、2021年には計2,100億米ドルの資金が、5,684件の案件に投資されており、新型コロナウイルス発生前の2018年度の1,486億米ドル、4,038件から金額・件数ベースともに1.4倍に伸長している（KPMG、2022）。他方で、低中所得国（中国、インド除く）の創業初期段階の新興企業への投資資金（フィンテック以外も含む全分野での投資）は、8,512百万米ドル程度（2020年までの過去5年平均。GPCA、2020）であり、全世界のフィンテック分野に限った投資資金の4%程度という水準に留まる。特に創業初期段階にある新興企業への投資に関しては、そのリスクの高さから資金が集まりにくい点が指摘されている（世銀、2021）。

本事業では、特に金融アクセスの乏しいアフリカ・アジアの低中所得国を中心に事業を行う、創業初期段階で資金調達を必要とする金融アクセス改善の開発課題に取り組むフィンテック企業に対する資金を供与することで、特に同地域におけるデジタル金融包摂の拡大を図るもの。

（2）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

2010年12月に開催されたG20では、日本政府を含めた参加国間で「金融サービスへのアクセスを開発途上世界における個人及び中小企業に拡大することの決定的な重要性」が確認され、「金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPMI）」が立ち上げられた。2022年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議声明では、同GPMIの更なる取り組みへの支持が表明されている。また、第105回世銀・IMF合同開発委員会において、日本政府は、デジタルを活用した金融包摂の重要性について言及している。

JICAは2017年に公表したSDGsの目標1にかかるポジションペーパーにおいて、貧困撲滅協力の主流化の促進、金融包摂の観点の強化、民間セクター等あらゆるステークホルダーとの連携推進を掲げており、本事業は当該方針と合致する。加えて、JICAは2018年6月にG7及び開発金融機関にて採択された「2X Challenge: Financing for Women」の参加メンバーとなっており、女性エンパワーメントに資する案件を2021-2022年に総額150億米ドル動員することを目標としている。今回出資するLendable社は、ジェンダーの観点も重要視しており、「2X Challenge: Financing for Women」で掲げられている目標に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応：特になし

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業目的

本事業は、Lendable社4号ファンドへの出資を通じて、アフリカ・アジア地域において創業初期のフィンテック企業への融資を行うことにより、中小零細事業者や低所得者層の金融アクセスの向上を図り、もって雇用創出及び貧困削減に寄与する。

② 事業内容

(i)出資額：10百万米ドル

(ii)事業計画の概要：アフリカ及びアジアの発展途上地域において、金融アクセス改善に取り組む創業初期の企業を対象に融資を行うLendable社4号ファンド（Lendable MSME Fintech Credit Fund）に出資するもの。

③ 本事業の受益者

アフリカ・アジア地域の金融にアクセスの無い中小零細事業者や低所得者層

(2) 資金計画

100百万米ドル

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

ファンド期間：5年9か月（2027年5月まで）

(4) 事業実施体制

① ファンド名：Lendable MSME Fintech Credit Fund

② 事業実施機関：Lendable S.A., SICAV-RAIF

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担：特になし。

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境や社会への望ましくない影響が最小限と判断されるため。

③ その他：主な資金使途は農業生産に必要な設備投資資金

(7) 横断的事項：特になし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】 ■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<活動内容/分類理由>

本案件の出資先は、ジェンダーの視点も含めたインパクト投資を行う方針であるため。既に直接基準のシニアマネジメント層の女性比率、取締役会もしくは投資委員会における女性比率、従業員数に占める女性比率での基準を充足している。また、間接基準のうち、投資先企業の中で直接基準を満たす割合も30%を超えており、2x challengeの適用となる。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2021年)	目標値 (2025年)
ファンドの融資先企業数	0	30
ファンドの貸付金総額 (百万ドル)	0	123
ファンドの融資先企業の裨益者総数	0	1,400,000
ファンドの融資先企業の裨益者のうち女性総数	0	420,000
ファンドの融資先企業にとって本事業が初回外部借入数	0	14

(2) 定性的効果

金融サービスへのアクセスの改善による所得や生活水準の向上

5. 前提条件・外部条件

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1)類似案件の評価結果

インドの地方企業育成基金事業において、投資候補案件から構成されるパイプラインリストの確認を通じ、投資先が確保されるか十分に確認することが必要であり、また、投資家としてのファンドマネージャーの能力評価権限及び必要に応じてファンドマネージャーを交代させる権限を事前に確保することが効果的であるとの教訓が得られている。

(2)本事業への教訓

上記教訓に関し、本ファンドではパイプラインリストの事前入手を行い、スクリーニングの実施し、当該リスクの軽減を図る予定。審査にて投資チームの能力評価を行ったことに加え、契約書等において、一定の条件下で投資チームの交代を可能とする権利を得る予定。

7. 評価結果

本事業は、金融サービスへのアクセスに関する課題・政策、我が国及び JICA の援助方針に合致しており、SDGs の目標 1「マイクロファイナンスを含む金融サービスの確保」及び 8「金融サービスへのアクセスの改善」、目標 9「金融アクセス拡大による産業化促進」に貢献するものであり、支援の意義は大きい。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

2026 年に事後評価予定。

以 上